

「香川県中学校部活動地域移行等総括コーディネーター」委託業務 仕様書

1 委託業務の目的

少子化が進む中で、現行の学校単位で活動する運動部活動の継続は困難になってきており、今後、子供たちがスポーツに親しむ機会が大きく減少してしまう恐れがある。こうした事態を避けるため、学校の運動部活動に代わり、地域においてスポーツの機会を確保し、将来にわたり子供たちが地域でスポーツに継続して親しめる環境を構築していく必要がある。

本事業は、香川県及び市町に対して、中学校部活動の地域移行等の推進に向けた課題解決方策や地域事情を反映した進め方等に関する指導・助言等を行うことを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) 香川県中学校部活動地域移行等推進協議会（以下、推進協議会とする）における支援・助言

- ・ 推進協議会（定例会及びワーキンググループ）等に7回程度参加（オンライン参加含む）し、各種課題の解決方策や地域の実情に応じた地域移行の進め方等について助言する。（他県の先進事例紹介や資料提供等も含む。）
- ・ 推進協議会（定例会またはワーキンググループ）等の運営（議題提案・資料等作成等含む）について、県に対して支援・助言する。

【推進協議会（令和6年度予定）】

回	日時	会場	内容（予定）
定例会 第1回	5月29日(水) 10:00～11:30	香川県社会福祉 総合センター	令和6年度香川県の取組み 令和6年度実証事業について
ワーキンググループ 第1回	6月28日(金) 14:00～16:30	サンポートホール 高松	各市町の取組みについて 香川県推進計画について、情報交換
ワーキンググループ 第2回	9月11日(水) 14:00～16:30	香川県社会福祉 総合センター	各市町の状況、課題解決方策等 情報交換
ワーキンググループ 第3回	11月29日(金) 14:00～16:30	香川県社会福祉 総合センター	令和7年度に向けて 情報交換
ワーキンググループ 第4回	1月29日(水) 14:00～16:30	香川県社会福祉 総合センター	令和7年度に向けて 情報交換
ワーキンググループ 第5回	2月20日(木) 14:00～16:30	香川県社会福祉 総合センター	令和6年度実証事業報告 情報交換
定例会 第2回	2月27日(木) 15:00～16:30	香川県社会福祉 総合センター	県総括コーディネーター報告 今後の方向性 等

※推進協議会参加者

- ・ 定例会…各市町教育委員会教育長、関係スポーツ・文化芸術活動団体代表者等
- ・ ワーキンググループ…各市町担当者、関係団体担当者等

(2) 県内市町へのヒアリング及び助言

- ・ 17市町と意見交換を行い、各市町の現状及び課題等の把握、課題の解決方策等への助言を行う。回数は年に2回程度とする。

(3) 香川県の方針策定に係る推進計画等への支援・助言

- ・ 香川県の中学校部活動地域移行推進計画等への助言を行う。
- ・ その他、部活動の地域移行に係る体制整備等への助言を行う。
- ・ 電話、メール、オンライン会議システムまたは(1)の際に直接行う。

(1)の具体 (例)

- ・ 他県の先進事例等の紹介及び本県の実情に応じた事例紹介
- ・ 本県及び各市町の地域移行に向けた取組みに関する提案
- ・ 協議会の論点整理及び次回協議会向けの資料への反映 等

(2)及び(3)の支援・助言内容の具体 (例)

- ・ 関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備に関すること
- ・ 指導者の質の保障・量の確保に関すること
- ・ 関係団体・分野との連携強化に関すること
- ・ 面的・広域的な取組に関すること
- ・ 内容の充実にに関すること
- ・ 参加費用負担の支援等に関すること
- ・ 学校施設の活用等に関すること
- ・ 関係者の理解促進に関すること 等

(4) 提出物

- ・ 業務完了後、実績報告書及び成果報告書を提出すること。

3 留意事項

- (1) 業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、県の指示に従うこととする。
- (2) 委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守することとする。
- (3) 成果物に対する一切の著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に係る権利を含むが、これらに限られない）及び使用権は、香川県に帰属する。成果物で使用する写真・イラスト・音楽等については、著作権侵害などの問題が生じることのないよう事業者において必要な手続きを取ること。また受託者は、成果物の著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託者が、委託しようとする受託者の名称、業務の範囲、理由、その他県が必要とする事項を、書面をもって県に申請し、県の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、県と協議すること。

4 委託金額

2,310,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

5 委託期間

委託期間は契約締結の日から令和7年2月28日までの間とする。

6 連絡先

香川県教育委員会事務局 保健体育課 学校体育・保健グループ

〒760-8582 香川県高松市天神前6番1号

TEL : 087-832-3764 FAX : 087-806-0235

E-mail : hokentaiiku@pref.kagawa.lg.jp